

第 1 3 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 2 8 年 5 月 1 0 日 (火)

午後 1 時 3 0 分

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 平成 2 8 年 第 1 回 (5 月) 臨 時 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 会 期 案 に つ い て

(2) 議 事 日 程 案 に つ い て

(3) 執 行 部 出 席 者 の う ち 異 動 の あ っ た も の の 自 己 紹 介

(4) 人 事 案 件 に つ い て

2 議 会 モ ニ タ ー に つ い て

3 そ の 他

1 平成28年第1回（5月）臨時会に関する事項について

(1) 会期案について

5月24日（火）から5月27日（金）までの4日間

(2) 議事日程案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
5	24	火	午前10時	本会議	・会期の決定 ・同意2件を一括上程、説明、質疑、討論及び採決 ・議案4件を一括上程、説明、質疑及び委員会付託
			本会議終了後	委員会	・総務文教常任委員会
5	25	水		委員会	・予備日
5	26	木		休 会	・議事整理のため
5	27	金		本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決

(3) 執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介

本会議の前に執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介を行う。

○申し合わせ事項

（部長等の異動による自己紹介）

120 部長等（議場出席者に限る。）の異動があったときは、次の議会において自己紹介させる。

(4) 人事案件について

人事案件については申し合わせ事項の64により行う。

○申し合わせ事項

（人事案件の委員会付託）

64 人事案件は、委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、提案理由の説明後、休憩し、全協で質疑を行い、再開後、採決する。ただし、議会選出の監査委員については、全協での質疑は行わない。

2 議会モニターについて

3 その他

(1) 全員協議会の開催日時

- ・ 5月24日（火）午前9時

議運決定事項の報告、事故報告、議員表彰など

(2) エコスタイル（クールビズ）について

(参 考)

平成28年第1回(5月)臨時会議案名

市長提出案件(6件)

○総務文教常任委員会所管(議案4件)

- (1) 議案第54号 平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1回)について(公営)
- (2) 承認第2号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に関する専決処分について(総務)
- (3) 承認第3号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について(税務)
- (4) 承認第4号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について(税務)

○人事案件(2件)

- (1) 同意第2号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について(人事)
- (2) 同意第3号 山陽小野田市固定資産評価員の選任について(人事)

山陽小野田市議会モニター設置要綱

(設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

(職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、当該会議の運営に関する意見等を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 市議会の議会だより、ホームページ及びフェイスブックページに関する意見等を文書により提出すること。
- (3) 市議会が実施する市議会の運営に関する調査に回答すること。
- (4) その他議長が必要と認めたこと。

(定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める人数とする。

- (1) 議長が適当と認めた団体等からの推薦 30人程度
- (2) 公募 10人程度

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若

しくは通学するもの

- (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(選考)

第6条 市議会モニターの選考は、議会運営委員会において行うものとする。

この場合において、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委嘱及び解嘱)

第7条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

- 2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見等)

第8条 市議会モニターから意見等が提出されたときは、議長は議会運営委員会に送付するものとする。

- 2 前項の規定により意見等の送付を受けた議会運営委員会は、当該意見等について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。この場合において、当該意見等が他の委員会の所管に関するものであるときは、議会運営委員会は当該委員会の意見を聞くものとする。

- 3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(報酬等)

第9条 市議会モニターは無報酬とする。ただし、予算の範囲内で記念品を支給するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。